

## 「区政の透明性向上のための3つの制度」の運用状況の公表について

透明性の高い区政を着実に推進するため、「職員倫理条例」、「公益通報者保護条例」及び「契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱要綱」を定め、平成18年4月から運用を開始し11年が経過した。

このたび、平成28年度における3つの制度の運用状況について、下記のとおり公表するので報告する。

### 記

#### 1 職員倫理条例（職員倫理制度）

目黒区職員としての行動規範を明確にし、公正な職務遂行の確保を図る制度である。公正な職務遂行を損なう行為の要求があったときは拒否するとともに、職員倫理審査会（弁護士等で構成）に報告し、審議結果を踏まえて区民への公表など必要な措置を講ずる。また、職員が事業者等から贈与を受けたときも職員倫理審査会に報告する。

##### 【平成28年度の実績】

職員倫理審査会への報告はなかった。

[担当部局：総務部人事課]

#### 2 公益通報者保護条例（公益通報者保護制度）

区政における不正行為を予防し、発見・是正するため、身近で把握できる区職員などが第三者機関に通報する際の条件整備を図るもので、通報したことにより不利益を受けることがないように公益通報者を保護する制度である。通報を受け調査に当たるのは公益通報者保護委員（弁護士）である。

##### 【平成28年度の実績】

公益通報者保護委員への通報はなかった。

[担当部局：総務部総務課]

#### 3 契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱要綱（要望記録制度）

契約及び許認可等の業務に対し、特定の者への利益の付与を目的とした、公平・公正を欠く働きかけがあったときは、その内容等を記録し、組織として適切な対応を行うことにより意思決定過程の透明性を確保する制度である。

##### 【平成28年度の実績】

要望等の記録はなかった。

[担当部局：企画経営部区民の声課]

#### 4 公表の方法

めぐろ区報6月5日号、目黒区ホームページ

以 上